

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条中道路運送法第七十八条第二号の改正規定及び同法第七十九条の二第一項に一号を加える改正規定を削る。

第二条のうち道路運送法第七十九条の四第一項第五号の改正規定中「、「地域住民の生活に」を「地域における」に」を削る。

第二条中道路運送法第七十九条の五ただし書の改正規定及び同法第七十九条の七第一項の改正規定を削る。

第二条のうち道路運送法第九十八条の二第一号の改正規定及び同条第二号の改正規定中「同条第一号中」を「変更した者」を「又は事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別を変更したとき。」に改め、同条第二号」を「同条各号」に改める。